

## 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されています。

しかし、平成25年度末に厚生労働省が行ったアンケート調査によると、約3,000の指定給水装置工事事業者が所在不明であり、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件にのぼるなどトラブルが多発している実態が明らかになっています。

現行制度では、新規の指定のみが規定されているため、廃止や休止等の状況が把握されないとともに、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者が行う講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されています。

水道が生活密着型インフラであることに鑑み、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保することや水道利用者の安心・安全のために、継続的なメンテナンスを確保する必要があります。

よって、国におかれては、建設業と同様に現行制度に更新制を導入するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月23日

上田市議会議長 土 屋 陽 一